



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和5年6月5日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	膠原病の疑いに対して抗核抗体(蛍光抗体法)定性の算定は、原則として認められる。	膠原病関連の自己抗体群の1つである抗核抗体は、核の構成成分を抗原とする自己抗体の総称であり、数十種類が存在する。 本検査は、膠原病の1次検査的役割を有するが、蛍光抗体法による染色パターンにより、2次スクリーニングとしての疾患標識抗体検査を選択できる有用な検査であり、膠原病の疑いに対する抗核抗体(蛍光抗体法)定性の算定は、原則として認められる。	適用診療年月 令和5年9月1日 令和6年6月28日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

広島審査事務センター

・ 内科・歯科審査室内科審査課(TEL:082-576-7780)